

令和8年7月9日

「主な論点について（第3回）」に対する意見（論点メモ）

弁護士 葛山弘輝

第1 総論

1 基本的方向性への賛意

「主な論点について（第3回）」（以下「論点整理」という。）が、

- (1) 支払手段の多様化に伴う6つのリスクの整理を出発点として（第4）、
- (2) いかなる支払手段でも共通して確保されるべき消費者保護の中核的原則（プリンシプル1～5）を明示し（第5）、
- (3) 業態別ではなく機能別（機能①消費者に支払手段を提供する機能・機能②販売事業者が支払手段を提供する機能・機能③その他支払の実現に関与する機能）の横断的規律への転換を打ち出したこと（第6）、
- (4) 支払関連事業者は「分業体制の下で事業を展開し利益を得ている以上、その分業によって生じるリスクについても適切に負担すべき」と明言したこと（第7・3）、
- (5) 消費者と直接接点を有する事業者が責任ある窓口として対応し関係事業者との連携を主導するという、消費者が責任主体を自ら特定しなければ救済されない事態を避ける枠組みを示したこと（第7・3）

の各点は、いずれも被害救済の現場の実感に合致するものであり、支持する。

2 各論点に通底する視点（従前の意見メモの5軸の再確認）

各論点への意見は、従前、委員間打ち合わせでも言及したとおりであるが、以下の点を改めて再掲する。

- (1) 私法上の効果は被害救済における最も重要な要素である。
- 行政措置（報告徴収・業務改善命令）は、被害予防に効果は高いものの、実際に起きた被害については、金銭の被害回復に資するものではない。
- 取消し・既払金返還・損害賠償・支払拒絶という民事上の救済を明定して初めて、プリンシプルは被害回復にとって意味を持つものである。
- (2) また、詐欺的被害に関しては、資金を加盟店に渡る前に止めることも重要な観点である。
- 渡った後の回収は、加盟店の無資力・所在不明・国外所在により事実上不可能となるケースも多々ありうる。被害の申立て時の暫定的な支払停止・精算留保が被害回復の成否を分けるケースも多い。
- (3) 機能に応じた規制の貫徹は根底として貫くべきルールであり、2か月内払い・後払い決済・キャリア決済・決済代行・収納代行という現行法のすき間の解消が根本的な考え方という点はぶれるべきでない。
- (4) また、各義務の実行性を持たせるためには、記録と消費者への記録の簡便な開示が必要である。調査・苦情対応の記録の作成・保存・開示義務は、後日の民事訴訟における立証基盤となり、被害回復の際に、消費者が「裁判で使える」ものにすることが必要である。

3 特に強調したい3点

- (1) 第一に、私法上の効果の明定（論点2・5・6）。論点整理第7の各「(3) 当該行為規範を遵守するための制度的枠組み及び法的効果」が、報告書の取りまとめにおいて行政措置のみに縮減されないこと。
- (2) 第二に、契約取消し等の申立て時の暫定的措置（請求・督促・延滞料金の停止に加え、信用情報機関への延滞登録の留保と、加盟店への精算留保まで含めること）（論点5）。
- (3) 第三に、2か月内払い・後払い決済・キャリア決済への規律の横断化を、

「検討」ではなく明確に打ち出すこと（論点４・５・９）。

第２ 「ご議論いただきたい論点」（論点１～11）への意見

１ 論点１（プリンシプルの実効性確保に向けた役割分担の考え方）

機能①～③への行為規範の割付けの基本的考え方（機能①＝消費者対応の第一次的役割、機能②＝加盟店調査・是正・解除、機能③＝情報提供・協力、最終的な対消費者責任は消費者との直接接点を有する事業者）に賛成する。その上で、複層化への対応として次の３点の明確化を求める。

- ア 第一に、各類型への該当性は、事業者の名称・自称する業態・契約の形式（「消費者と契約し」という文言や代理受領権の有無等）ではなく、実際に果たしている機能と取引の実態に基づいて判断されることを明記すべきである。収納代行のように消費者との「契約」を観念しにくい業態が要件文言の隙間から漏れることが、現に被害救済の最大の障害となっている。
- イ 第二に、機能①に該当する事業者が複数ある場合（例：キャリア決済と通信料金のクレジットカード決済）は、消費者が最初に申し出た事業者が受理義務を負い（たらい回しの禁止・受付番号と転送先の通知）、事業者間の分担・求償は内部関係で処理する構造とすべきである。
- ウ 第三に、一の事業者が複数機能を担う場合には機能ごとの規律が重畳適用されることの明記である。

後払い決済事業者は、類型によっては、機能①と同時に機能②に該当し得るし、決済プラットフォームが加盟店契約を締結しつつ消費者に支払手段を提示する場合は機能①②を併有する。兼営事業者に最も緩い類型への該当を自称する誘因を与えてはならない。

なお、「機能が同一であっても法制度が異なる以上、規範を同一にするのは飛躍ではないか」との指摘に対しては、ここでのいう規律の横断化とは、義務の内容を機械的に同一にすることではなく、同一の機能・リスクに対して同一水準の消費

者保護を確保することを意味し、義務の具体的内容は機能と保有情報に応じて差異化される（まさに論点整理第7における機能別の行為規範の割付けがそれである）、と整理して応えるべきである。

2 論点2（加盟店調査義務違反に対する私法上の効果）

(1) 意見の骨子

私法上の効果（支払請求の制限、取消権及び既払金返還、損害賠償）を認めるべきである。

(2) 理由

裁判例においては、業法・ガイドライン上の規律が私法上の義務の内容形成に直結することは、電子マネー発行業者につき資金決済法の規定を前提とする金融庁ガイドライン所定の確認・対応を怠り利用者に損害が生じた場合には契約上ないし信義則上の義務違反として責任を負い得るとの規範を判示した裁判例（東京高判平成28年2月4日。なお同事案では義務の履行があったとして請求自体は棄却）が既に示すところである。

しかしながら、公法上の義務やガイドラインに基づく義務が、私法上の効力を有するか否かは、裁判体によって判断がブレうところであり、私法上の効力を明文化することは、被害回復に向けて必須のものである。

なお、「損害賠償責任は損害の範囲が限定的に解されるおそれがあり実効性に乏しい」との指摘もあるが、私法上の効果を見送る理由とはならず、むしろ、取消権を、損害賠償と併存させるべきとの理由になるに過ぎないものと思われる。

(3) 制度設計に関する意見

ア 苦情申出がなされた場合には調査義務が発生することや、返金率・苦情

率・短期間の高額決済集中等のデータ上の異常検知を随時調査の発動事由に加えるなど、加盟店管理義務の実行性をあらしめるような形で運用が必要がある。

イ 調査記録の作成・保存義務を課し、記録を保存せず又は開示しない場合の不利益推定を検討すべきである。

ウ 本論点の検討に当たり、加盟店調査義務違反について不法行為責任を認めるべき典型例としては、①苦情が集積しているにもかかわらず漫然と加盟店との取引・精算を継続した場合、②定期購入被害の苦情を把握しながら決済を継続した場合、③包括加盟店方式で実販売者（サブマーチャント）単位の審査を欠いたまま被害が発生した場合、が挙げられると思われる。

エ 報告書の取りまとめにおいて加盟店調査義務違反の民事責任に関する裁判例の状況に言及する場合には、収納代行業者・決済代行業者・個別信用購入あっせん業者に関する、加盟店管理責任の裁判例の集積を踏まえた記載とされたい。

3 論点 3（苦情受付及び紛争解決のための体制整備）

体制整備義務の具体的内容の明確化に賛成する。「窓口の設置」にとどめず、実効性の要素まで含めるべきである。「窓口はあるがつながらない・回答がない」というのも相談現場の不満であることに留意すべきである。

4 論点 4（苦情処理義務の履行及び必要な対応）

(1) 意見の骨子

機能に応じて義務の内容に差異を設けることに賛成する。判断基準は、消費者との接点の強さ・情報保有量・是正可能性の3基準に、第4の基準として「資金への関与（保持・移動）」を加えるべきである。返金の現実的可能性は誰が資金を握っているかで決まるからである。

(2) 各機能の義務内容

論点整理第7・3（2）②の例示に概ね賛成した上で、次の追加を求める。

- ア 機能①には、調査結果の消費者へのフィードバック義務、対応記録の作成・保存、返金・請求停止の判断基準の透明化。
- イ 機能②には、苦情多発・詐欺の疑いを認知した場合の加盟店への精算留保・支払停止、チャージバック等の取消処理の実施、実販売者（サブマーチャント）の特定情報の機能①及び消費者への提供。
- ウ 機能③には、取引ログ・資金移動情報の保存とデータ提供。
- エ 機能②③への照会義務は、照会を受けた側の回答義務と双方向のセットで明記する。

(3) 2か月内払いへの苦情伝達義務

2か月内払いとそれ以外の取引とで取扱いに差異を設ける合理的理由はない、というのが明確に打ち出されるべきである。支払時期・回数は加盟店の悪質性リスクとも苦情対応の必要性とも無関係である。

なお、苦情の申出を受けたカード会社側が適切な調査依頼をしなかったことを信義則上の義務違反として損害賠償を認めた裁判例（東京地判平成21年10月2日）がある。

5 論点5（支払の回避及び損害の回復による救済の確保）

(1) 意見の骨子

抗弁の接続を後払い等の決済手段に適用すること、申立てに基づく精算留保・加盟店からの資金取戻しを制度化することが望ましい。

(2) 加盟店の義務不履行の場合の支払回避

認めるべきである。

具体的な枠組みとしては、消費者の苦情申出の内容が、

- ① 消費者契約法4条の取消事由、
- ② 特定商取引法の罰則付き禁止行為、
- ③ 販売方法に関する苦情が類型的に多く存在するものであること、
- ④ 販売業者の債務不履行による消費者の契約解除、
- ⑤ 契約不適合による消費者の契約解除、

のいずれかに該当する可能性が高い場合には、一定期間の請求留保とした上で、その間に支払関連事業者側の加盟店調査を行い、並行して消費者と販売業者との交渉を促し、原因取引が解約処理を相当とするか否かを検討する、という構成が望ましい。

(3) 要件・手続の設計

被害救済の観点からすると、苦情の申出から資金の取り戻しまでの時間が経過すると、(i) 資金が加盟店へ精算されて散逸し、(ii) 督促・延滞料金の加算・信用情報機関への延滞登録が進行するという二重の害が生じる。

そこで、以下の点を検討すべきと思われる。

- ア 発動要件は低く設定する：取引の特定＋取消事由等の概要の申述（標準様式化）で足りるものとし、資料の提出不能を理由に受付を拒否しない。
- イ 効果は、支払請求・督促・遅延損害金／延滞料金の停止に加え、信用情報機関への延滞登録の留保、機能②における加盟店への精算留保、生活基盤サービス（通信）停止の禁止まで含める。
- ウ 期間は標準審査期間を設け、漫然と長期化させない。
- エ 濫用防止は、入口の要件を重くするのではなく事後規律で行う：故意又は重過失による虚偽申立てが判明した場合に限り遅延損害金等を遡及的に復

活させ、単なる資料不足や法的評価の誤りには制裁を課さない

(4) 適用下限額

支払金額が低額であることを適用除外とすると、少額・サブスクリプション型の被害が多発する現状にそぐわず、少なくとも定期購入・継続課金型取引には下限を適用しないこととすべきである。

6 論点 6（苦情処理義務等の不履行に対する私法上の効果）

(1) 意見の骨子

認めるべきである。救済手段の全体像は、①義務違反が認められる場合の不法行為責任、②支払の妥当性に疑問がある場合の差止め・留保、③割賦販売法の抗弁接続に相当する場合の支払拒否権・既払金返還請求権、という三層で整理するのが適切と考える。

(2) 設計上の要点

ア 苦情申出の内容が原因取引の解除・取消し・無効事由に該当し得る場合において、苦情の伝達・調査・請求留保等が行われていれば被害の回避又は回復が可能であったときは、既払金相当額の損害賠償を認めるべきである。その際、義務違反と損害との因果関係及び損害額の推定規定を置き、消費者の立証負担を軽減することが望ましい（申立て後に漫然と決済を実行した場合が典型）。

イ 詐欺的取引の被害事案において被害者の輕信を広く斟酌する過失相殺の運用が救済を不安定にしている実情に鑑み、事業者の義務違反が重大な場合における過失相殺の制限を立法上示すことも検討されたい。

ウ 手続については、権利行使の都度、弁護士への相談や法的手続を消費者に求めることは過度の負担となる一方、電話による一方的な申出のみで足

りるとすることは制度の安定性を欠くものであり、取引の特定・事由の類型選択・可能な範囲の資料添付からなる標準申立書（消費生活センターでも利用可能なもの）を整備すれば、消費者の負担と制度の安定性は両立すると思われる。

7 論点7（消費者に与信を伴う支払手段を提供する事業者の範囲）

(1) 意見の骨子

法形式ではなく機能で捕捉すべきである。「財・役務の提供時点と支払時点との間に期間を置き、又は支払債務を累積させることにより、利用者の現在の資力を超える利用を可能とする支払手段」を広く対象とし、後払い決済・キャリア決済を明示的に含める。

(2) 規制内容の段階化

一律の規制ではなく、①少額・低頻度の利用帯には簡素な審査を許容しつつ、②極度額の引上げ・利用の累積の段階で信用情報機関への照会を必須とし、③残高等の登録を求める、という、金額に応じたアプローチが現実的であると思われる。

また、信用情報上可視化されなければ、複数の後払い決済の多重利用や「借り回り」は構造的に検知できず、収入の自己申告は操作可能であり（副業詐欺等では事業者側が申告を「支援」する例が現に報告されている）、自社の利用履歴分析は他社債務に対して無力である。

なお、既存の包括・個別信用購入あっせんの枠組みに単純に編入するか、短期・少額・デジタル取引に適合した特別類型を設けるかは、規制メニューの過不足を精査して決すべきである。

8 論点8（与信枠のデフォルト設定及び自動増額の見直し）

(1) 意見の骨子

見直しに賛成する。方向性としては、①初期与信枠はゼロ又は極小額を原則とし、利用者が自らの意思で能動的に設定する仕組み（オプトイン）とすること、②未成年者の契約回線は原則ゼロとすること、③自動増額は原則として行わず、増額には利用者の明示の申請・同意と支払能力の確認を要すること、④延滞・苦情・短期間の利用急増が認められる場合には増額を停止し又は枠を引き下げること、⑤契約取消し等の申立て中は枠の利用・延滞登録・通信停止を行わないことが望ましい。

キャリア決済は通信という生活基盤と結合しているため、利用者が認識しないまま存在する与信枠の危険は他の与信手段より大きい。デフォルトオフとしても、利用希望者が設定すれば利便性は損なわれない。

9 論点9（後払い決済について）

(1) 意見の骨子

制度改正（法規制の対象化）が必要である。方向性に賛成する。

(2) 理由と設計

後払い決済は、与信（支払繰延べ）・加盟店接続・債権回収という機能を現に果たしており、相談事例（解約済みでも督促が続く、販売契約の争いが請求に反映されない、訴訟予告通知が一方的に送付される等）が示すとおり、規制のすき間の典型である。

決済額に比して相談発生率が突出して高いという中間整理の分析は、規制の緩い支払手段に悪質取引が流れ込むことの証左である。

制度設計としては、登録制、加盟店調査義務、苦情適切処理義務、支払停止の抗弁（又は請求留保）、過剰与信防止措置、取引記録保存を最低限のメニュー

とし、短期・少額・デジタル完結という取引特性に応じて書面交付等はデジタル表示で代替することも検討しうる（ただし支払総額・支払期限・遅延損害金・相談窓口・支払停止の可否は明示させる）。

既存類型への単純な組み込みでは過不足が生じる場合は、特別類型の創設を検討すべきであって、「少額だから被害が軽い」ということはなく、定期購入・反復利用・複数社併用により被害は累積する。

なお、論点整理における「後払い決済」の定義は、2か月以内の後払いのうちクレジットカードに付帯する2か月内払いとキャリア決済を除いたものとされ、論点9はこの狭義の後払い決済（BNPL）のみを対象としている。

BNPLの制度改正はもとより必要であるが、これが実現しても、2か月内払い・キャリア決済が規律の外に残れば「規制のすき間」は解消しないものであって、論点9の帰結は、論点4（苦情伝達義務）・論点5（支払回避）・論点7（過剰与信）における2か月内払い・キャリア決済への横断化と一体のパッケージとして整理されるべきであると思われる。

10 論点10（支払手段の多様化を踏まえた消費者教育の在り方）

(1) 意見の骨子

消費者教育の推進自体に異論はないが、次の2点を報告書上明記することを求める。①消費者教育は事業者に対する規律の代替とはならないこと（詐欺の手口は教育の浸透速度を常に上回って進化し、被害は教育が最も届きにくい層に集中する）。②消費者教育の充実が、被害事案において「教育されていたのに騙された」ことを消費者の落ち度に転化する方向（過失相殺の拡大）で用いられてはならないこと。

(2) 消費者が負うべきリスクの整理について

「消費者が負うべきリスクの範囲」という枠組みは、自己責任の拡張と読ま

れる危険を常に伴う。

消費者の役割は「自衛」ではなく、①支払手段の特性を理解した選択、②利用明細を確認する習慣、③異変時に速やかに止める・記録する・相談する（消費者ホットライン１８８）という行動と捉え、教育をその支援と位置付けるべきである。

不正検知システム・加盟店情報・取引データを保有し、リスクを最も低コストで管理できるのは事業者側であるという基本的なリスク配分の原則を、教育論で転倒させてはならない。

1 1 論点 11（金融技術を活用した消費者保護の在り方）

（1）意見の骨子

賛成する。ただし、技術の活用を事業者の自主的取組にとどめず、義務の履行手段として制度に組み込むべきである。

（2）具体化

①加盟店ごとの苦情率・返金率・チャージバック率・解約率等の継続監視と、閾値超過時の随時調査・精算留保の発動、②消費者から申立てがあった取引の関連ログの自動保存、③消費生活センター・P I O - N E T 情報を加盟店リスク評価に反映する制度的経路、④不正パターン情報の事業者間共有（加盟店情報交換制度のデータ版）、⑤A I ・自動判定を用いる場合の理由説明と人による再審査の確保、などが検討しうる。

技術は事業者の実務負担を増やさずに義務の実効性を高める手段であり、この位置付けであれば「規制か技術か」の二項対立にはならない。他方、技術活用を義務の免責事由や規制の代替とすることには反対する。

第3 報告書の取りまとめに向けた個別意見

1 登録制・届出制と小規模事業者の適用除外

登録制又は届出制の導入に賛成する。

参入時の適格性審査、行政処分歴のある者の再参入検知、監督権限の基盤、被害救済実務における相手方特定（訴訟提起・送達の出発点）のいずれにとっても登録簿は不可欠であり、無登録営業の違法性の明確化は、無登録業者へ決済機能を提供した者への責任追及の足掛かりにもなる。

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制・加盟店調査義務の導入後に情報商材・サクラサイト等の相談が激減した実例（国民生活センター公表資料）は、規制が悪質事業者を決済網から排除する効果を持つことの証左である。

他方、登録制・届出制の設計において、事業規模又は取扱金額が一定水準以下の事業者に対する適用除外を設けることには反対する。

悪質な販売事業者は規制の緩い決済経路を選んで侵入するのであり、閾値を設ければその直下に悪質業者が集中し、制度自らが新たなすき間を作り出す。

小規模事業者への配慮は、適用除外（義務の免除）ではなく、標準様式・共同利用型の調査インフラの利用等による履行方法の簡素化によって図るべきである。

報告書の記載ぶりとしては「適用除外は原則として設けず、義務の履行方法において規模に応じた簡素化を許容する」との整理を提案する。

2 支払関連事業者の連携による紛争解決の枠組みと決済代行業者への返金請求

支払関連事業者が全体として相互に連携・協力しながら紛争解決にあたり、消費者と直接接点を有する事業者が責任ある窓口として連携を主導するという枠組み（論点整理第7・3。各事業者に直接の補償責任を課すのではなく、消費者が責任主体を自ら特定しなければ救済されない事態を避ける趣旨のもの）に賛成する。

その上で、決済代行業者等に対する返金請求の仕組みを設ける場合には、「販売

事業者と一体と評価される場合」といった加重的な要件によることは、立証困難な主観的・内部的事情の認定を再び消費者に強いるおそれがあるため適当でなく、決済代行業者等の機能・関与の程度（資金の保持・移動への関与、実販売者の審査への関与等）に応じた客観的な要件によることを求める。

3 関係行政機関に求める取組の記載

報告書には、関係行政機関に対し、現行の法令・監督指針・ガイドライン・自主規制の全体像を機能横断的に整理し、本論点整理の考え方との整合性を検証する取組を求める記載を盛り込むべきである。

その際、単に「検討することを求める」にとどめず、①検討の期限（工程表）、②消費者庁・経済産業省・金融庁・総務省の役割分担と横断的な検討体制、③検証結果の消費者委員会への報告と公表、④施行後の効果検証（相談件数・請求留保件数・加盟店契約解除件数・返金件数等の定期公表）まで記載することが実行性を担保するものと思われる。

4 報告書の結びに盛り込むべき要素

①被害は現在進行形であり、法制化までの間も事業者・行政の運用改善を直ちに進めるべきこと、②本報告書の提言が業法・所管の壁を越える性質のものであるため、関係行政機関の連携とその進捗の消費者委員会によるフォローアップを予定すること、③支払手段の多様化それ自体は消費者の利便に資するものであり、本報告書は健全な決済市場の発展と消費者保護の両立を目指すものであること、の3点を提案する。

第4 示された論点以外に意見すべき点（追加論点）

1 取引記録・調査記録の保存義務と開示手続

加盟店調査記録・苦情対応記録・取引ログ（実販売者の特定情報を含む）の作

成・保存義務を法定し、消費者・消費生活センター・代理人弁護士への開示手続を整備すべきである。

これらの記録は民事訴訟における文書提出命令の対象となり、義務違反の立証基盤を成す。保存・提出がない場合の不利益推定と併せて設計されることが望ましい。

2 越境事業者への対応（国内代表者・国内拠点）

海外決済代行業者・海外アクワイアラーが関与する取引では、責任主体の特定・送達・執行のいずれもが事実上不可能となる例が多い。登録制の設計において、越境事業者に国内における代表者又は拠点（送達受領・苦情対応窓口を含む）の確保を求めるべきである。

3 加盟店保証金・精算留保金の消費者返金への充当

決済に関与する事業者が保持する、加盟店への未精算金・保証金・留保金を、被害消費者への返金に優先的に充当し得る仕組み（充当順位・手続）を検討すべきである。「資金が渡る前に止める」原則の受け皿として、留保した資金が確実に被害者に還流する経路を制度化する趣旨である。

4 悪質事業者の「次の抜け道」への備え

規律の横断化が実現しても、悪質な取引は残された間隙（多層化した仲介スキーム、完全オフショア化、暗号資産・ステーブルコイン等の新たな決済手段、生成AIによる短期存続型詐欺加盟店の量産等）へ移動することが予想される。

①支払の実現に関与する事業者を業態名を問わず捕捉する技術中立的な包括的な記載ぶりと、②新たな業態・スキームの出現を踏まえた定期的な制度レビュー一条項を、報告書に明記することが望ましい。

5 国内収納代行の決済法制側の整理

機能別類型において、収納代行業者が、少なくとも機能②（販売事業者に支払手段を提供する機能）に含まれることを、報告書及び法制化において明確に維持することが望ましい（なお、類型によっては、機能①にも該当するとも思われる）。

その上で、国内の事業者向け収納代行が、資金決済法（資金移動業規制）と割賦販売法のいずれの規律も及ばない「二法のはざま」に置かれてきたこと、この間隙が悪質な販売事業者の決済インフラとして収納代行が選好される構造的要因となっていることに鑑み、令和7年資金決済法改正がクロスボーダー収納代行について採った機能着目の考え方（為替取引該当性の整理）を国内の事業者向け収納代行に及ぼす検討を、関係行政機関に求める取組（前記第3・4）の中で決済法制側の課題として検討するべきである。

6 既存の被害回復手段（振り込め詐欺救済法等）との接続

被害救済の実務では、振り込め詐欺救済法に基づく口座凍結が、資金を「渡った先で止める」手段として現に機能している。

本報告書が整備を求める申立て時の精算留保（資金を「渡る前に止める」）と口座凍結（渡った直後に止める）は相互補完の関係にあり、①支払関連事業者が詐欺的取引を検知した場合の金融機関への情報提供・凍結要請の経路、②収納代行・資金移動業者名義の口座に滞留する被害資金への同法の運用、を含め、既存手段との整合・接続を制度設計上考慮すべきである。

第5 結語

論点整理に示された、業態別規制から機能別・横断的規律への転換の方向性は、決済に関する現在の課題に正面から答えるものである。

残された課題は、「ご議論いただきたい論点」の帰趨、とりわけ私法上の効果と、申立て時の暫定的措置を明確化できるか否かが、被害救済の現場からは、特に重

要な観点であると思われる。

以上